

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

平成 27 年 5 月 21 日発効

家内労働法第 14 条に基づき、委託者は最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、定められた最低工賃以上の金額を支払わなければなりません。

1 適用する家内労働者及び委託者の範囲

鳥取県内で、男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまよめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまよめの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

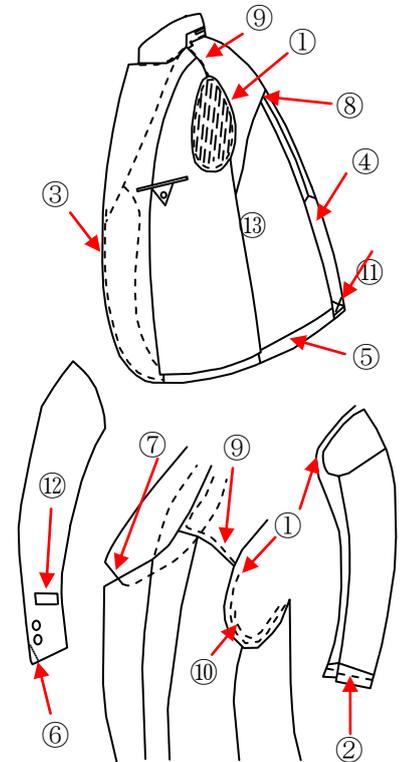
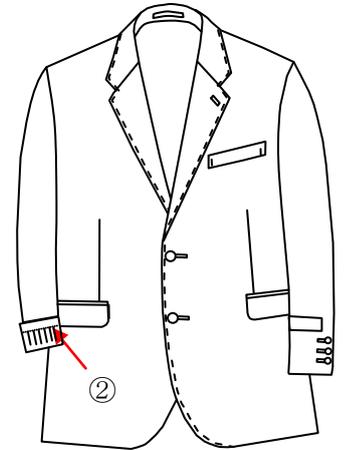
(1) 男子既製洋服のまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

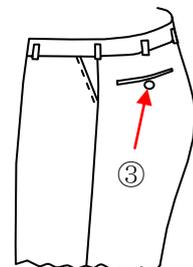
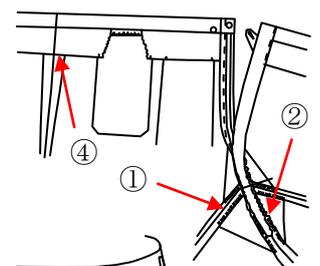
ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程		金額		図番号
男子既製洋服 背広上衣		そで付け裏まつり	1枚につき	115円	①
		そで口裏まつり	1枚(28センチメートル×2)につき	58円	②
		見返し7ミリメートル星入れ	75センチメートルにつき	51円	③
		ベンツまつり	1か所(6センチメートル)につき	11円	④
		背すそまつり	1枚につき	36円	⑤
		そであきまつり	1枚につき	15円	⑥
		えり折り返し裏まつり	1枚につき	15円	⑦
		背裏鎖止め	1か所につき	15円	⑧
		肩裏まつり	1枚につき	36円	⑨
		そで裏星入れ	1枚につき	29円	⑩
		ベンツ止め	1か所につき	4円	⑪
		カード付け	カード1枚につき	8円	⑫
	糸くず取り	1枚につき	58円		
ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	1本につき	15円	①
		わたり部について行うもの	1本につき	22円	②
		ボタン付け	1個につき	8円	③
		腰裏後端まつり	1本につき	8円	④
		糸くず取り	1本につき	22円	

背広上衣



ズボン

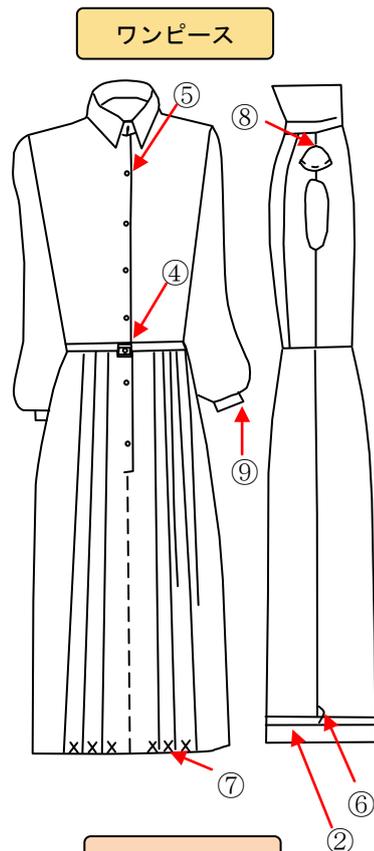


※ 男子既製洋服については、背広上衣の「見返し奥星入れ」、「小ボタンのボタン付け」、「前裏すそまつり」、「背わかまつり」及び「ネーム付け」の5工程が廃止、残り18工程の金額が平成27年5月21日に改正されました。

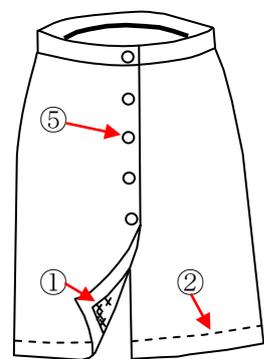
(2) 婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額
ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル
ル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるも
のとする。

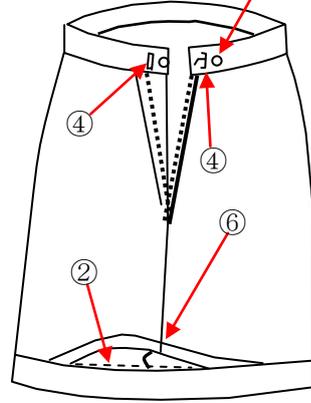
品目	工程	規格	金額		図番号
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	10円	①
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	15円	②
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	18円	③
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	20円	④
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	7円	⑤
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき	10円	⑥
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	5円	⑦
	肩パット付け	部分止め	1組につき	25円	⑧
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	33円	⑨
糸くず取り		1枚につき	15円		
スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	10円	①
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	15円	②
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	18円	③
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	21円	④
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	7円	⑤
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき	7円	⑥
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	5円	
	糸くず取り		1枚につき	15円	
ブラウス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	10円	
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	7円	
	糸くず取り		1枚につき	14円	



ワンピース



スカート



※ 婦人既製洋服については、ワンピースの「すそまつり」、「プリーツしつけ」及び「カフス付け」、スカートの「すそまつり」及び「プリーツしつけ」、ブラウスの「ボタン付け」の6工程の金額が平成27年5月21日に改正されました。

最低工賃に関する詳細は、次のところへお尋ねください。

- 鳥取労働局労働基準部貸金室 電話 0857 - 29 - 1705
- 鳥取労働基準監督署 電話 0857 - 24 - 3211
- 米子労働基準監督署 電話 0859 - 34 - 2231
- 倉吉労働基準監督署 電話 0858 - 22 - 6274

厚生労働省のホームページに、「家内労働法の概要」等が掲載されていますので、参考にしてください。
(http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/oshirase/001.html)